



経理の窓 1月号

平成23年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月20日 : H22年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成23年度税制改正の大綱が公開されました。

平成22年12月16日に、平成23年度税制改正大綱がまとめられました。大綱は、財務省のホームページから入手することができます。

大綱は135ページからなり、第1章 基本的考え方、第2章 各主要課題の平成23年度での取組み、第3章 平成23年度税制改正、の構成となっています。

税制改革の視点として、昨年と同様に ①「公平・透明・納得」の三原則、②「支え合い」に必要な費用の分かち合い、③税制と社会保障制度改革の一体的な改革、④グローバル化への対応、⑤地域主権を確立するための税制の構築 が、あげられています。

平成23年度税制改正では、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正、納税者・生活者の視点からの改革、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革の4つを柱として、税制抜本改革に向けた基本的方向性や政府の財政運営方針との整合性を確保しつつ、所得課税、資産課税、消費課税全般にわたる改正を行うこととされています。

納税環境の整備では、①「納税者権利憲章」の策定(平成24年1月1日公表)②税務調査手続きの法制化 ③更正の請求期間を5年に延長(現行1年)、併せて、課税庁が増額更正できる期間を5年に延長(現行3年) ④租税罰則の見直しとして、故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設(直接税及び消費税の場合)、消費税の不正還付未遂罪の創設(平成23年6月1日以後にした違反行為)などが、あげられています。

税制の適用については、適用期限や適用開始時期、要件を確認することが、大切です。

税制改正の内容に関する財務省のホームページアドレスは、

<http://www.mof.gp.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm> です。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認しましょう。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないか確認しましょう。12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸もしましょう。家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

